

大阪公立大学杉本キャンパス
田中記念館食堂運営業務委託企画提案
募集要項（公募型プロポーザル方式）

令和 7 年 7 月 1 4 日

大阪公立大学

1 趣旨

この要項は、学生等の福利厚生充実、特に学内の喫食環境の改善を図ることを目的に大阪公立大学杉本キャンパス田中記念館食堂運営業務委託を公募型企画提案方式により選定するため、必要な事項等を定めたものです。

2 募集の概要

(1) 業務委託名称

大阪公立大学杉本キャンパス田中記念館食堂運営業務委託

(2) 委託内容

杉本キャンパス田中記念館食堂で学生等の福利厚生充実を図ることを目的に食堂の運営業務を行います。

(3) 所在地・実施場所

大阪市住吉区杉本3丁目3番 138号
大阪公立大学 田中記念館食堂1階、2階

(4) 業務期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
※新事業者の開業に係る小規模改修工事の開始時期については、大学と協議し、別途、定めるものとします。

(5) 選定方法

公募型プロポーザル方式

3 契約担当課 〒558-8585 大阪市住吉区杉本3丁目3番 138号
大阪公立大学 学務部 学生課 企画調整担当
電話 06-6605-2100

4 参加資格要件

次に掲げる要件を、プロポーザル参加申請書を提出した日から受託候補者決定日までの間、次に掲げる要件全てを満たし、その資格を認められた者は、本プロポーザルに参加することができます。

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要

な同意を得ていない者

カ 破産者で復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号。以下「新法」という。)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る新法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (5) 公立大学法人大阪入札参加停止要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (6) 公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定に該当しないこと。
- (7) 公募開始日から過去3年間において、1年以上継続して直営による飲食業の営業実績があり、かつ安定した経営能力を有すること。
- (8) 公募開始日から過去3年間において、食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。
- (9) 業務にあたり、食品衛生法の関係法令に基づく許認可等(届出を含む。)が必要な場合は、応募の時点においてそれらを保有する者であること又は営業開始までに確実に取得する見込みがあること。
- (10) 「大阪公立大学杉本キャンパス田中記念館食堂運営業務委託企画提案募集要項」(本書)及び「大阪公立大学杉本キャンパス田中記念館食堂運営業務委託仕様書」(別紙)の内容を遵守できること。

5 募集要項等の配布

(1) 配布期間

令和7年7月14日(月)から令和7年7月30日(水)まで
(土・日曜日及び祝日を除く)

* 受付時間：午前9時から午後5時まで
(正午から午後0時 45分までを除く。)

- (2) 配付場所：13に同じ
公立大学法人大阪ウェブサイトからも入手できます。

6 企画提案書又は仕様書の質問及び回答

質問がある場合は、質問書(様式5)を提出してください。口頭による質問は受け付けません。

- (1) 提出方法：持参、E-mail
(E-mailの場合は必ず到着を確認してください。)
- (2) 提出先：13に同じ
- (3) 受付期間：令和7年7月30日(水)から令和7年8月13日(水)
(土・日曜日及び祝日を除く)
- (4) 受付時間：午前9時から午後5時まで
(正午から午後0時 45分までを除く。)
- (5) 回 答：令和7年8月20日(水)までに参加者にE-mailで回答を送付します。

7 参加申込書等の提出について

(1) この公募型プロポーザルに参加する事業者は次の各号に定めるところにより、参加申込書等を提出し、前記4に掲げる参加資格要件を有するかどうか審査を受けなければなりません。

- ① 参加申込書(様式1)
② 会社概要(様式2)
③ 誓約書(様式3)(企画提案参加申込書(様式6)と同じ印鑑を押し
てください。)

- ④ 食堂営業実績調書等
ア 食堂営業実績調書(様式4)
イ 飲食店営業許可書の写し
食堂営業実績調書に記載する店舗の「営業許可書」の写し

(2) 提出方法 原本1部、コピー1部の計2部を持参のみ(郵送は不可)

(3) 提出期限 令和7年7月31日(木)

(4) 提出先 13に同じ

(5) 提出された書類について事務局より照会する場合があります。

(6) 参加資格審査結果の通知

資格要件の審査結果を申込者に書面で、令和7年8月7日(木)に通知
します。

8 企画提案書等の提出について

参加資格審査を有すると認められた者は、企画提案書等の書類を提出しなければなりません。

(1) 企画提案参加申込書（様式6）

(2) 企画提案書（様式7）（※①から⑥は評価の対象になります。）

① 食堂運営の理念、募集要項 1 趣旨に対する考え方

② 食堂の運営体制等

ア 営業日、営業時間、席数

イ 従業員の配置と教育、研修の実施状況（接遇研修、個人情報保護研修、人権研修など）

ウ 要望、苦情等への対応（要望、苦情処理体制について）

エ 衛生管理、安全管理体制について

・安全衛生に配慮した食材管理

・事故発生時の対応体制

・食中毒が発生した際の補償等について

（賠償責任保険等の加入や補償体制が整備されていること）

・廃棄物処理・清掃・消毒等について

オ 開店までのスケジュール（業務開始予定日、工事日程等）

カ 収支計画

③ メニュー構成について

ア 通常メニューと価格

イ 貸切パーティーメニューと価格

ウ 弁当又はテイクアウト食品のメニューと価格

④ 本学が求める次の事項に対する具体的な提案や独自の提案

募集要項「1 趣旨」に応じた提案を求めます。

ア 心地よく集える空間や席の配置

イ 学生、教職員などの利用者のニーズと栄養バランスを考慮したメニュー

ウ 来学者のパーティー利用などに対応できる柔軟な運営やメニュー

エ 弁当又はテイクアウト食品の販売場所の提案

オ 利用者の増加につながる独自の提案など

カ 杉本キャンパス内の他の食堂との差別化を図り、「和食」を含むメニューを揃えること

⑤ 会社で、社会貢献活動などを行っている場合はその内容をお書きください。

⑥ 財務諸表類の写し（過去3年分）

ア 法人にあっては、貸借対照表、損益計算書など経営実績がわかるもの

イ 個人にあっては所得税確定申告書の写し（所得税青色申告決算書の写しを含む）

(3) 附属書類

① 商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号までに掲げる株式会社の登記簿謄本等の謄本

- ② 印鑑登録証明書（発行日から3か月以内のもの）
- (4) 提出締切：令和7年8月29日（金）午後3時
提出場所：13まで持参してください。（郵送での提出は受け付けません）
提出部数：原本1部、コピー10部
- (5) その他企画提案に関する留意事項
 - ① 提出書類について
 - ア 提出後の追加及び変更は認めません。
 - イ 提出された書類の内容について、当事業者選定以外に利用いたしません。
 - ウ 提出された書類については、一切返却いたしません。
 - エ 提出書類の規格は原則としてA4版とします。
 - ② 書類の作成に係る一切の費用は参加者の負担とします。
 - ③ 書類の内容に関して、確認又は問い合わせを行う場合があります。
 - ④ 次の事項に該当した場合は、失格とします。
 - ア 提出書類の提出期限を過ぎた場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ⑤ 提案書を提出した後に辞退する場合には速やかにご連絡いただくとともに、書面にて申し出てください。
 - ⑥ 公正な選考の妨げになるような提案や行為は、一切認めません。
 - ⑦ 企画提案書は、分かりやすく簡潔に記載してください。
 - ⑧ パンフレット等の資料を添付する場合は必要最小限のものとしてください。
 - ⑨ 申込者で実施場所の視察を希望する場合は、8月13日（水）までに書面で申し出てください。調整後、視察日をお知らせします。
ただし、参加資格を有していない方は視察できません。

9 審査

杉本キャンパス田中記念館食堂運営業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）で企画提案書等の審査を行います。

書類の審査

提出された書類の各項目について評価します。

※原則書類審査のみとしますがヒアリングを行う場合があります。

10 運営業務委託候補者の選定

審査のうえ最高の評価を得た事業者を運営業務委託候補者に選定します。

11 選定結果の通知及び公表

選定結果は、参加者全員に対し書面により通知します。（9月下旬予定）

12 その他の留意事項

- (1) 運営業務委託候補者と契約締結の交渉を行います。

(2) 運營業務委託候補者の取り消し

次の場合は、運營業務委託候補者を取り消します。

- ① 運營業務委託候補者に選定されてから事業開始までの間に運營業務委託候補者の諸般の事情変化等により企画提案した運營業務委託が確実に履行できないと判断したとき
- ② 著しく社会的信用を損なう行為等により、運營業務委託事業者としてふさわしくないと判断したとき
- ③ 契約締結交渉中、選定した運營業務委託候補者が公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第 3 条の規定に該当したとき
- ④ 契約締結までに、公立大学法人大阪ホームページ「入札・契約情報サービス」に掲載の誓約書を提出しないとき

(3) 契約の解除

次の場合は、契約を解除します。

- ① 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第 3 条の規定に該当したとき
 - ② 下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合に、契約者が、本学が求める当該下請負人等との契約の解除を拒否したとき
- (4) 運營業務委託事業候補者選定後(2)、(3)の取り消し又は契約解除があった場合は、次点の事業者を運營業務委託事業候補者とします。
- (5) 契約を締結したときは、円滑な引継ぎができるよう、現事業者と協議し準備を行うこととし、これに要する費用は受託者の負担とします。

1.3 募集要項に関する問い合わせ先

〒558-8585 大阪市住吉区杉本3丁目3番138号

大阪公立大学学務部学生課企画調整担当

電話番号：06-6605-2100

E-mail：gr-gks-shomu@omu.ac.jp

(参 考)

○ 現在の田中記念館食堂の概要等

- ・ 営業日：月曜日から金曜日（定休日：土・日・祝）
- ・ 営業時間：11時～15時（16時～21時は予約（10名以上）のみ臨時営業）
※定休日は予約（10万円以上）のみ臨時営業（営業時間：11時～21時）
- ・ 席数：1階70席、2階18席 合計88席 ・ 昼食平均客数：約60人
- ・ 平均客単価：約1,000円
- ・ 光熱水費等（年額）：電気代約26万円、ガス代約53万円
水道代 約33万円、電話料金 約2万円

○ 杉本キャンパスの他の食堂

- ・ 大阪公立大学生協が、教養地区北食堂（375席）、本館地区南食堂（228席）を運営している。なお、生協の食堂については2025年8月11日より北食堂へ集約する。
- ・ 弁当販売場所：大阪公立大学生協が旧教養地区北食堂付近、本館地区南食堂付近で1日約150食販売している。
- ・ 社会福祉法人野のはなが学術情報総合センター1階野のはなハウス（71席）を運営している。
- ・ テイクアウト販売：社会福祉法人野のはなが本館地区高原記念館付近で1日約10食販売している。

○ 杉本キャンパスの学生数等

- ・ 杉本キャンパスの学生数 約3,200人、教職員数 約1,000人

○ 田中記念館について

- ・ 田中記念館の休館日
年未年始（12/29～1/3）、本学入学試験日
※土曜日、祝日および日曜日は利用者がいる場合、利用者のみが使用。
- ・ 田中記念館の開館時間
月曜日から金曜日9時～17時、利用者の都合により17時以降の使用もあり。

○ 本学の授業等実施日

2025（令和7）年度学事日程を参照ください。